

日本獣医学会シンポジウム(日本法獣医学会) 「法獣医学の世界」

法微生物学について

川本 恵子(教授)

麻布大学・獣医学部・獣医学科・感染免疫学研究室

法微生物学 Forensic Microbiologyは2001年に米国で発生した炭疽菌テロ事件をきっかけに知られるようになった新しい学問分野である。法微生物学の決まった定義はないが、「微生物学的な助言やアプローチが必要となる法律上の問題に対して、科学的かつ客観的に公正に判断を下す学問である」といえる。言い換えると、法微生物学的では、検体中の微生物の特徴を調べ、それが法的にどのような意味を持つのかを明らかにすることである。法微生物分野での検査・分析で使用する技術は、医療や獣医療における診断微生物学、食中毒事例や感染症流行における疫学調査とほとんど違いはないが、証拠収集やその証拠の保管において留意すべき点や優先順位が異なり、また証拠の検索や収集は合法でなければならない。

本シンポジウムでは、法微生物学の応用について既報の実例をいくつか紹介するとともに、死後の微生物検査の有用性とPostmortem

microbiologyにおけるNGSによる死後間隔の推定や法微生物学における課題について述べる。。